

令和2年5月20日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

(1) 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、4月3日の「第11回桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」における決定事項や三重県のイベント開催基準等を踏まえ、市主催事業等の開催や貸館にかかる基準を設定し、対応を図ってまいりました。

そのような中、5月14日に国が全国を対象としていた「緊急事態宣言」を、三重県を含む39県で解除し、これを受けて翌日には県が「緊急事態措置」を解除し、新たに「三重県指針」を発表しました。

これらの対応を踏まえ、桑名市におきましては、今後、以下のとおり市主催事業等の開催及び貸館基準を改め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際や、市民の生活圏と認められる地域において顕著な感染拡大が認められた際などには、適宜見直すこととします。

(2) 基準適用期間

6月1日（月）から適用します。

- ・なお、桑名市内において感染者が確認されて本市が「感染確認地域」になるなど、市が感染拡大防止策を強化する必要性が生じた際は、この基準に関わらず、速やかに事業の中止や貸館の停止をいたしますので、その旨を了承の上、事業の企画や施設の借り上げ等を行っていただくようお願いします。
- ・また、一部の施設については、先行して適用する場合があります。

(3) 市主催事業等の開催及び貸館基準

【1】 市主催事業等の開催基準

参加者の特定かつ「(4) 開催する場合の感染防止対策」の徹底を前提とし、

屋内の場合

参加者が100人以下かつ収容定員の半分以下の場合

屋外の場合

参加者が200人以下かつ人と人との距離が十分に（できるだけ2m）確保できる場合

は開催を可能とする。

【2】貸館基準

※NTNシティホールの大ホール、大山田コミュニティプラザの文化ホール、長島ふれあい学習館プラネタリウムについては、感染拡大防止のため、引き続き利用を休止します。

施設を貸し出す際は、貸し出す相手方が「(4) 開催する場合の感染防止対策」の徹底及び参加者の特定をすることを前提に、以下の点を踏まえ、貸出の可否を判断する。

- ・新規予約の受付については、上記の「【1】市主催事業等の開催基準」に照らし、相手方の開催イベント等の内容が基準に抵触する場合、貸館を断るものとします。
- ・既に予約を受け付けているものについては、上記の「【1】市主催事業等の開催基準」に照らし、中止や人数変更等を主催者に求めることとします。

(4)開催する場合の感染防止対策

次の項目の感染防止対策を徹底することとします。

(開催前の対策)

感染が発生した場合を見据え、参加予定者の名前や連絡先を把握するとともに、感染者発生の場合の保健所等の聞き取り等への協力についても参加予定者から事前にご了承いただきます。

また参加予定者が下記に該当する場合は参加を避けていただくこととします。

- ・感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方
- ・過去2週間以内に発熱や咳等の風邪症状がみられる方
- ・特定警戒都道府県にお住まいの方
 - ※なお、特定警戒都道府県以外にお住まいの方は、当該県の移動に関する指針にご留意の上、参加について一度ご検討いただき、控えていただくよう、お願いします。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方

(開催時の対策)

- ・参加時に体温や感染を疑う症状の有無を確認し、具合の悪い場合は参加を断ること。
- ・「3密（密閉・密集・密接）の回避」や「人との距離の確保」にかかる対応策を講じること。
- ・密閉された空間において、大声での発声または近接した距離での会話等を控えるようにすること。
- ・参加者に「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」を徹底させること。
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること。
- ・その他適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導等）を講じること。